

令和8年度 輸出先国規制対応支援事業 (輸出先国から求められる認証・検査等への支援)

オンライン説明会

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会

本日の説明内容

1. 事業の概要と目的
2. 補助対象となる取組
3. 補助対象者・要件
4. 補助率・対象経費
5. 申請の流れ
6. 事業遂行状況（実施規程 第7）
7. 実績の報告（実施規程 第8）

事業の目的

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、

- 輸出の障害の克服に向けた体制整備の効果的な推進を図る必要があります。
- このため、輸出の阻害要因となっている**輸出先国・地域の規制等の課題の解決に向けた民間団体等の取組に対し支援**を行います。

補助対象となる取組

(1) 国際認証の新規取得

- **ハラール認証** イスラム法に基づく認証。原材料・工程・衛生管理が適正であることを確認。中東・ASEAN向けで重要。
- **コーシャ認証** ユダヤ教の戒律に適合した食品であることを示す認証。北米・欧州で信頼性向上に寄与。
- **ISO22000** 食品安全マネジメントシステムの国際規格。HACCPを含む衛生管理体制を国際基準で整備。
- **FSSC22000** ISO22000にPRP等を加えたGFSI承認スキーム。海外バイヤーからの要求が強い。
- **環境配慮認証（例：ISO14001 等）** 環境負荷低減の取り組みを示す認証。欧州市場での信頼性向上に有効。
- **その他** JFS規格（JFS-B, JFS-B Plus, JFS-C）

補助対象となる取組

(2) 規制導入・改正への対応（食品・農産物）

- **食品・農林水産物に関する規制改正** 輸出先国の新基準・衛生規制への対応。成分規格や衛生証明書の変更など。
- **残留基準の変更** 農薬・動物用医薬品等の基準値改正への対応。追加検査や原材料切替が必要。
- **輸出条件の追加** 輸出先国が新たに求める条件（事前登録、追加証明、特定工程の実施など）への対応。例：輸出前検査の義務化、特定施設の登録制度の導入など。
- **過去3年以内の導入・改正、または今後3年以内の導入予定** 直近で導入された規制、または導入が確実視されている規制に備える取組。

補助対象となる取組

(3) 食品接触材・容器包装の対応 (EU等)

- **EU・英国等の食品接触材規制** 材料ごとの詳細な安全基準（例：EU10/2011）への適合が必要
- **適合性評価** SML・OML試験、原材料仕様確認など、規制適合を示すための分析・文書整備
- **表示切替** 食品接触可マーク、材質表示、ロット番号等の表示変更
- **宣言書作成 (Declaration of Compliance : DoC)** 原材料情報・試験結果等を整理し、規定形式で作成する適合宣言書

補助対象となる主な取組

(4) 輸出先国の法令に基づく検査

- ・ **インドネシア、フィリピン等の輸出前検査** 輸出前に義務付けられた残留農薬・微生物等の検査。
- ・ **残留農薬等の分析** 輸出先国のMRLに適合していることを証明するための分析。

※ **自主検査は対象外** 任意の品質確認検査は対象外。法令で義務付けられた検査のみ対象

補助対象となる主な取組

(5) 施設・製品等の登録

- **米国FDA施設登録 (Food Facility Registration)** 食品製造・加工施設の登録が義務。2年ごと更新、USエージェントが必要
- **輸出先国が求める製品登録** 成分情報・ラベル等の提出が必要な製品登録制度への対応
- **輸出に必要な施設・製品の登録手続に係る経費** 翻訳、手数料、技術確認等、義務的登録に必要な経費が対象

補助対象者（申請できる者）

- **民間食品事業者**：製造・加工・流通を行い、輸出に直接取り組む事業者。
- **一般社団法人・財団法人**：自ら食品製造等を行い輸出する場合のみ対象。
- **事業協同組合**：組合として輸出事業を実施する場合に対象。
- **NPO法人**：食品製造等を行い輸出する場合に対象。
- **特認団体**：農水省が定める要件を満たす団体。

補助率・予算

- **補助率：1/2以内**

経費の半分までを補助としてご活用いただけます。
それ以外の部分は、皆さまのご負担となります。

- **予算：3,400万円（予定）**

限られた予算の中で採択を行うため、申請状況に応じて配分が調整される場合があります。

- **収益が生じた場合は返還の可能性あり**

事業の実施により収益が出た場合は、規程に基づき補助金額に調整が入ることがあります。

補助対象経費（例）

- **翻訳・通訳（役務費）**；輸出先国の規制文書、申請書類、技術資料、ラベル等の翻訳や、海外当局・認証機関との打合せに必要な通訳費用。
- **分析・試験（役務費）**；輸出先国の法令や規格に基づき義務付けられている検査・分析。例：残留農薬、微生物、重金属、食品接触材の移行試験など。
- **印刷製本※（印刷製本費）**；申請書類、技術文書、適合宣言書（DoC）等の提出に必要な印刷・製本費用。

※電子提出が不可の国向けに必要な場合が多い。

補助対象経費（例）

- **旅費（国内・海外）**；規制対応や認証取得のために必要な現地調査、現地当局担当者の監査等に係る旅費。旅費は「旅費法」等に基づき、実費精算が原則。
- **委託費（事業費の1/2以内）**；専門家・コンサル・試験機関等への業務委託費。 ※事業費全体の 1/2 が上限で、見積書・契約書等の根拠資料が必要。
- **人件費（人件費通知に基づく）**；補助事業に直接従事した職員の作業時間に応じて算定。「人件費通知」に基づき、時間単価・作業記録の整備が必須。
- **その他**：上記記載のない経費につきましては、実施規程をご確認ください。

補助対象外経費（例）

- **PC・カメラ等の汎用品**；事業専用ではなく、一般業務にも使用される備品の購入は対象外。耐用年数が長く、資産計上される物品は補助の趣旨に合致しないため。
- **5万円以上の物品購入**；高額備品は資産性が高く、補助事業の「経費」として認められない。例：測定機器、プリンター、専用装置など。
- **飲食費（茶菓除く）**；会議・打合せ等での飲食提供は、事業の直接経費と認められない。ただし、最低限の茶菓は慣行上認められる場合がある。
- **パスポート・査証取得**；個人に帰属する費用であり、事業経費として区分できないため対象外。海外渡航に必要な手続費用は自己負担。

補助対象外経費（例）

- **任意保険**；旅行保険・損害保険など、加入が義務付けられていない保険料は対象外。事業遂行に直接必要な経費とはみなされない。
- **関税等の公租公課**；税金・手数料などの公的負担は補助対象外。
例：関税、消費税、印紙税、通関手数料など。
- **事業と区分できない経費**；補助事業に直接必要な経費と明確に区分できない支出は対象外。

例：共通経費、一般管理費、通常業務に伴う費用など。

○事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない経費がございます。先ずはご相談ください。

申請の流れ

公募開始 → 事業計画提出 → 審査会 → 採択 → 交付申請 → 事業着手

- 1. 公募開始**；事務局から実施規程・様式が公開され、申請受付が開始されます。公募期間内に必要書類を準備します。
- 2. 事業計画（様式1）提出**；申請者が実施したい取組内容・輸出計画・経費積算を記載して提出します。審査を行う上で、根拠資料や見積書の提出が求められます。
なお、事業実施年度中（令和9年2月28日まで）に認証等を未取得の場合は、事業実施年度の翌年度のみ応募が可能です。
- 3. 審査会 → 採択**；専門家による審査会で、審査基準に基づき審査を行います。採択結果は事務局から通知されます。

申請の流れ

公募開始 → 事業計画提出 → 審査会 → 採択 → 交付申請 → 事業着手

- 4. 交付申請（様式4）**；採択後、補助金額を確定するための詳細な申請手続を行います。事業計画の精査、経費区分の再確認、必要書類の再提出などが必要です。

※補助対象経費に含まれる消費税及び地方税等の金額が明らかな場合は、減額をして申請をする必要がある。なお、明らかではない場合は、この限りではありません。

- 5. 事業着手**；交付決定通知が届いた後に、正式に事業を開始できます。

※交付決定前に事業着手する場合は、採択結果を通知後にあらかじめ事務局の適正な指導を受けた上で「交付決定前着手届（様式5）」の提出が必須、届出前の経費は対象外となります。

事業遂行状況（実施規程 第7関連）

- **12月末時点の遂行状況報告（様式6）**；事業の進み具合や支出状況を、12月末時点の内容で翌15日までにご報告いただくものです。

※状況に応じて、事務局から確認や助言を行う場合があります。内容に不明点がある場合は、追加でご説明をお願いすることがあります。

実績の報告（実施規程 第8関連）

1. **輸出実績の報告（実施要領の別紙様式 6）** ；
補助事業終了後、翌年度から 3 年間、輸出数量・輸出額などの実績を報告します。輸出がない場合も「ゼロ報告」が必要で、継続的な報告が求められます。
（農林水産省輸出・国際局規制対策グループへ報告）
2. **事業成果の完了報告（実施要領の別紙様式 7）** ；
ア.国際認証の新規取得に限っては、事業実施期間中に事業が完了しない場合は、本事業の実施期間の翌年度から事業が完了する年度まで毎年度、4月末日までに報告が求められます。
（農林水産省輸出・国際局規制対策グループへ報告）

本日はご参加いただき
ありがとうございました。

アンケートの送付もよろしくお願いします。